

福祉の窓

▷461

私は、現在障がい者のための就労支援事業所に通っている者です。最近、新聞やテレビのニュースなどで障がい者への虐待に関する法律ができたと聞きましたが、内容がよく分かりません。どのような法律なのでしょう？

障がい者虐待の法律について

ご質問の法律は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称、障害者虐待防止法)かと思われます。

この法律は、障がい者に対する虐待の予防施策、養護者(障がい者の身の世話を身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等)に対する支援等の施策を促進し、障がい者の権利や利益の擁護に資することを目的として、2012年10月1日から施行されています。

この法律では、家庭や福祉施設、職場において虐待を発見した人に通報が義務付けられ、自治体にはその調査や被害者の保護を求める内容となっています。また通報者は守秘義務違反に

問われず、秘密が守られ、解雇などの不利な扱いを受けないように規定されています。

義務

福祉施設に対しては、通報先の市町村から報告を受けた都道府県が、監督権限に基づいて調査・指導し、虐待の状況や対応策について公表することになっています。また地域での通報の窓口は、この法律で新設されることになった市区町村の「市町村虐待防止センター」です。

発見した人に通報

始まったばかりで未整備ですが、この法律によって障がい者の安全や権利が擁護され、人権が当たり前に守られていく社会づくりのために有意義な実践ではないかと思えます。(県精神保健福祉士協会・福原飛鳥)

県ソーシャルワーカー協議会は福祉にまつわる相談を受け付けます。宛先は、〒901-2299宜野湾市、宜野湾郵便局私書箱144号「福祉の窓」係まで。